

第39回 市川市行徳臨海部まちづくり懇談会 議事内容

日時：平成29年1月26日（木）10:30～12:00

会場：南行徳市民談話室 集会室3～5

出席者：西村 座長（東京大学教授） 風呂田氏（東邦大学名誉教授）
金井 氏（行徳地区自治会連合会） 歌代 氏（南行徳地区自治会連合会）
丹藤 氏（行徳まちづくりの会） 中島 氏（市川市行徳漁業協同組合）
鈴木 氏（行徳野鳥官舎友の会） 岩本 氏（都市再生機構）
川口 氏（市川市民）

[事務局]行徳支所：松崎支所長、西山次長

地域整備課：山口課長、亀永主幹、越塚副主幹、森田副主幹

榎本副主幹、浅尾副主幹、鈴木副主幹、白川副主幹

太田黒主査、大木主事

[関係課]街づくり推進課：藤田課長、上村主任主事

座長の選任について

事務局（亀永）

それでは、本日出席の方々が全員揃いましたので、進めさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。始めに出席者名簿をご覧ください。新しく委員として推薦されました方がおりますので、ご紹介いたします。特定非営利活動法人 行徳野鳥官舎友の会 理事長でありました東 良一様から新しく理事長になりました 鈴木 晃夫様にご出席いただいております。宜しくお願ひします。

鈴木氏

宜しく、お願ひします。

事務局（亀永）

次に欠席者につきましてご報告させていただきます。本日は、佐藤副市長が所用のため欠席させていただいております。また、市川緑の市民フォーラム事務局長 佐野郷美様、特定非営利活動法人 三番瀬環境市民センター 安達 宏之様、南行徳漁業協同組合 木村 和秋様、市川塩浜協議会 矢板 稔様、社団法人 市川青年会議所 三原 一洋様からそれぞれ欠席の連絡をいただいております。本日の懇談会につきましては、公開となっております。傍聴者の方においては、ご案内の文書をご確認いただき、傍聴をお願いします。また、議事録作成の関係上、議事の録音と写真の撮影をさせていただきますので、ご了承ください。続きましては、懇談会開会に先立ちまして、今年度新しく着任した行徳支所長と次長の紹介をさせていただきます。

松崎支所長

おはようございます。行徳支所長の松崎でございます。

西山次長

同じく4月からこちらに着任いたしました行徳支所次長の西山でございます。宜しく、お願いします。

事務局（亀永）

今年度から地域整備課長に山口が着任しておりますが、本日は急な所用が入り、欠席させていただいております。それでは、懇談会に入ります前に、懇談会の座長を決めさせていただきたいと思っております。前回に引続きまして、東京大学の西村教授にお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。（異議なし）ご異存がないようでしたら、座長は西村教授にお願いいたします。それでは西村教授お願いいたします。

1. 開 会

西村座長

それでは、漁港整備工事について、今年度から工事に着手されたということで、これまでの進捗状況と今後の予定につきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。宜しく、お願いします。

2. 報 告 市川漁港整備事業について

(1) 漁港整備工事について

事務局（白川）

地域整備課の白川でございます。

報告事項1の市川漁港整備事業について、私からは、漁港整備工事と護岸補強緊急対策事業についてご報告させていただきます。

資料1—1の1ページをご覧ください。市川漁港区域内における工事については、市川漁港護岸補強緊急対策事業および市川漁港整備事業がございます。

市川漁港護岸補強緊急対策事業については、当面漁港整備を行わない予定である漁港区域内の護岸約250mの補強を行うものです。

市川漁港整備事業については、工事期間が長期になることから、事業をⅠ期、Ⅱ期に分けて事業を実施する予定です。第Ⅰ期事業については、今年度から32年度で整備を進めてまいります。第Ⅱ期事業については、平成33年度以降に整備する検討をしております。

2ページをご覧ください。平成28年度における市川漁港整備事業です。市川漁港区域磁気探査業務委託については、調査を完了しております。

市川漁港整備に伴うモニタリング調査業務委託については、現場調査を終え報告書を作成しているところです。

市川漁港浚渫工事については、施工を完了しております。

市川漁港ジャケット製作工事および市川漁港外郭施設工事については、現在防波堤等の部材の工場制作中でございます。

3 ページをご覧ください。市川漁港区域磁気探査業務委託の内容については、工事区域内における爆発物等の危険物の有無を調査したもので、調査結果は、爆発物等の危険物はございませんでした。

4 ページをご覧ください。市川漁港浚渫工事の工事概要については、資料平面図に記載している斜線の箇所において、約 25,000 m³の土砂を浚渫しました。この内、一部の良質な砂、約 5,000 m³については、漁協の要望を受け、漁場の覆砂に用いました。

5 ページをご覧ください。市川漁港ジャケット製作工事、市川漁港外郭施設工事の工事概要については、防波堤 58.5m、突堤 20m を整備する予定です。

6 ページをご覧ください。防波堤と突堤の標準図でございます。ジャケット製作工事のジャケットとは、防波堤標準図に記載している上部の部材でございます。

7 ページをご覧ください。平成 29 年度以降の予定工事ですが、浚渫箇所については、資料平面図に記載している斜線の範囲を予定しております。防波堤等の施設については、引き続き整備していく予定でございます。

8 ページをご覧ください。市川漁港護岸補強緊急対策事業の平成 28 年度の実施状況ですが、施工予定区間 250m のうち 90m を施工いたしました。残りの 160m 区間については、平成 29 年度以降順次補強していく予定でございます。

以上で説明を終わります。

西村座長

ありがとうございます。何かご意見がありましたらお願いします。

川口氏

3 点質問があります。

一点目に、危険物探査というのは、何に対して調査したのでしょうか。

二点目に、防波堤と突堤の標準図について、AP レベルはどれくらいでしょうか。

三点目に、先程の説明にあったジャケットと、突堤の杭は何 m 間隔でしょうか。

事務局（鈴木）

磁気探査の件についてお答えさせていただきます。磁気探査は漁港の工事を行うにあたって、海上ですので、浚渫、掘る工事をするのですが、その時に不発弾、戦争があった時に、東京大空襲とかで落ちてきた不発弾を調査するために電波を当てて調査したものでございます。結果として不発弾はございませんでした。

事務局（白川）

2 点目の高さが分かりづらいということと、表示されている高さの基準が何なのかという事でございますが、まず高さの基準については、AP 表示でございます。

川口氏

突堤の方の AP 表示が抜けていただけということでしょうか。

事務局（白川）

はい、そうです。突堤の方に表示がございませんでした。申し訳ございませんでした。

川口氏

分かりました。

事務局（白川）

3点目のジャケットの間隔につきましては、標準区間は30mでございます。

川口氏

突堤の杭の間隔はどのくらいの間隔で入るのかを聞いている。ジャケットは、30mですか。

事務局（白川）

ジャケットの部材は、ワンスパンで30mです。

川口氏

分かりました。

事務局（白川）

突堤の杭の間隔につきましては、5m間隔でございます。

西村座長

標準図について、記載されている図の縮尺は左右異なるのでしょうか。ローウオーターレベルならローウオーターレベルで統一するべきではないでしょうか。

事務局（白川）

高さの基準点が不統一となってしまう点については申し訳ありません。

丹藤氏

8ページの緊急対策事業についてお伺いします。何が起因して緊急性を必要としていたのでしょうか。

次に、袋詰め玉の玉石についてお伺いします。玉石を入れた袋は、いずれ摩耗する事が考えられますが、袋詰め玉はずっとこの場所に設置しておくのでしょうか。今後の予定について教えていただけないでしょうか。

事務局（白川）

市川漁港護岸補強緊急対策事業につきましては、漁港整備を行わない区間の漁港区域内既設護岸の老朽化に伴い、緊急的に倒壊防止のために施工しているものです。

袋詰め材の耐用年数については、国交省で定められた基準の製品を採用しております。これらの袋詰め玉石につきましては、護岸を整備する際にそのまま利用していく考えでございます。

西村座長

将来的な護岸の整備した形になるのですね。

事務局（白川）

将来的な護岸の整備につきましては、千葉県で管理している整備済の護岸がございまして、海側になだらかな斜面をつけたような整備を行っております。積んだ石を同

じように用いまして、なだらかな、海側に張り出すような護岸の整備を考えております。

丹藤氏

30年このままという可能性は高いのではないかと感じています。

風呂田氏

今回の工事の中で、環境に配慮されたポイントについてお伺いします。

まず、緊急対策事業で設置された袋詰め玉石については何か環境に配慮された点はあるのでしょうか。

次に、4ページに25,000 m³の浚渫土砂の内、5,000 m³使用したと記載されておりますが、残り20,000 m³については使用することができなかつたのか、或いは他に使い道があつて処分したのでしょうか。

事務局（白川）

まず1点目、護岸補強緊急対策工事で選定した工法について説明いたします。袋詰め玉石には、栗石という自然石を使用しております。栗石の大きさは、5cmから人の頭位の大きさの物が入っております。空隙があることから生物の定着がしやすい構造になっております。この袋詰め玉石は、河川や護岸の補強のほか、仮設の資材としても使われているものです。

二点目の浚渫土砂について説明いたします。覆砂に用いなかつた土砂については、浦安沖の深掘部に投入しております。

風呂田氏

袋詰め玉石は周辺環境に配慮されて採用された旨、了解しました。袋の目合いによって生息できる生物は異なると思いますが、袋の目合いはどのような生物を考慮して選定されたのでしょうか。

事務局（白川）

袋の目合いにつきましては、指定はしておりません。あくまで国交省の基準を満たして認定された製品を使用しております。この材料は、多自然川づくりでも使用されている材料です。市川市独自で規定してはいません。

西村座長

袋の材質は何でしょうか。

事務局（白川）

この袋の材質につきましては、再生ポリエステルラッセルという網です。

川口氏

県施工の900mの護岸では大きな捨石を使用しておりますが、袋詰め玉石を採用した理由はコスト的な問題で採用されたのでしょうか。

それと、袋詰め玉石は放置せず、上に完成形を施工するのでしょうか。

事務局（白川）

まず1点目、袋詰め玉石を採用した理由について説明いたします。採用した理由の一つとして、工事の施工期間が非常に短くて済む点です。倒壊の恐れがあることを受け、緊急で行なっている事業ですので、短期間で暫定的に工事を行う事を優先して選定いたしました。

次に、袋詰め玉石については、そのまま活用する方針であります。

丹藤氏

立ち入り禁止エリアが多く、道路が海側に傾き、ヒビ割れた場所もあったと記憶しておりますが、現在はどうのような状況なのでしょうか。

事務局（白川）

漁港区域内の護岸につきましては、定期的に傾き或いは、陸上の舗装のクラックの状況等は、調査しておりますが、今のところ大きな変化は見られる状況ではございません。

丹藤氏

立入禁止エリアはもう無くなっているのでしょうか。

事務局（鈴木）

おそらく、今のご説明は、1丁目と2丁目の角の所が立入禁止となっているので、その箇所だと思いますが、よろしいでしょうか。まず、県が工事した区域につきましては、26年度に護岸工事が終了しておりますので、既に全面解除しております。現在、1丁目護岸の中で立入禁止になっている箇所が、1丁目と2丁目の角の所の1丁目側の所なのですが、漁港を新たに整備する為、立入禁止にしてあります。また、工事車両等の出入りで使用しておりますが、工事が終わった後は、当然開放していく予定になっております。

西村座長

他、いかがでしょうか。市川に関わりがあるのは、漁協の中島さんですが、いかがでしょうか。

中島氏

特にありません。浚渫も順調に行っていますし、覆砂の砂も5,000 m³位入れているところを漁協が見て確認しているので問題はありません。浦安側の深部に覆砂した20,000 m³については、三番瀬の砂の性質と合っていないためです。最後は良質な砂を持って行き、漁場として復活させ、県の浅海漁場総合整備事業として持って行く。

歌代氏

漁業組合の関係は、県に委員会が残っているので、そこで発言しているから問題ないとおもっております。

西村座長

他に意見がある方はいないでしょうか。

続きまして、護岸補強工事について議事を進めてまいりたいと思います。それでは、資料1-2 モニタリング調査について報告をお願いします。

事務局（鈴木）

【報 告】

1. 市川漁港整備事業について

(1-2) モニタリング調査について

地域整備課の鈴木でございます。

続きまして、報告事項として「市川漁港整備事業について」の「モニタリング調査について」ご報告させていただきます。

資料 1-2 の 2 ページをご覧ください。

本事業は千葉県環境影響評価条例の対象事業ではありませんが、環境への配慮が求められますことから、環境影響について、モニタリング調査を行っております。

本調査は、漁港整備事業に伴う周辺海域環境への影響を把握するために、工事前、中、後における海域環境の状況を把握し、漁港工事における事業管理手法につなげることにより、環境負荷の低減を図るとともに、工事後における区域内及び周辺海域の環境保全を目的としております。

調査概要を、左側の (3) に示しております。

沖に向かって 500m の測線 2 本と特定の調査地点を設け、定点調査を行う等して、年 2 回、地形、水質、底質、海生生物の 4 項目について、調査を行っております。この内、地形と生物は、施工前後の年度に調査をするものとし、水質と底質については、毎年度、調査するものとしております。本調査は、漁港工事が完了する予定の後年度である、平成 33 年度迄行う予定です。

右側に、今年度の調査内容を示しております。

今年度は、地形、水質、底質、生物の 4 項目、全ての調査を行っております。

続きまして、調査結果になります。

3 ページをご覧下さい。

こちらは、地形調査の結果となります。

地形調査では、海底面の高さを測るため、2 測線、計 1, 000m の深浅測量等を行っております。この内、資料では、2 測線における地形測量の結果をお示ししております。左側の図 (1) をご覧下さい。上の図が、漁港区域からの測線 S-1 です。

下の図面は、塩浜 2 丁目護岸からの測線 S-2 です。この図は、左が陸側、右が沖側となっており、50m 間隔で目盛を付けております。赤線が 6 月、青線が 10、11 月の調査結果です。測線 S-1 の地形は、直立護岸から、既設漁港の防波堤 (40m) まで深くなっており、防波堤から、150m 位まで深くなっております。そこから、沖側は、浅くなり、沖に向かって徐々に浅くなる逆勾配となっておりました。

測線 S-2 においても、同様の傾向が見られました。2 回の調査の間に、浚渫工事を行いましたことから、浚渫部分が深くなりました。その他については、著しい地形変化は見られませんでした。

4 ページをご覧下さい。続きまして、水質調査の結果となります。水質について、2 測線の中で何点か調査地点を定め、定点調査を行いました。また、沖合のノリ養殖

地の近傍にて調査を行いました。

左側は、浮遊物質、SSの結果です。春夏期、秋季、いずれも、低い値でした。

右側は、溶存酸素量、DOの結果となります。青潮の要因として、貧酸素水が指摘されているところですが、通常、溶存酸素が10あたり3 mg以下の水が、貧酸素水といわれておりますが、当地域の溶存酸素量は、3から5程度でした。

5ページをご覧ください。

参考として、植物プランクトンの状況も調査しました。

特定のプランクトンが異常発生するような状況は確認されず、富栄養化といった水質の悪化も見られませんでした。

6ページをご覧ください。続きまして、底質調査となります。底質については、計5点の定点調査を行いました。

左側が、粒度組成で、土粒子の大きさを百分率で表したものとなります。上が測線S-1、下がS-2の結果となります。こちらは、地形調査の結果と、底質調査の結果を、重ねて表示しております。この内、泥分とは、粘土分とシルト分となります。粒度組成図でいいますと、下の2つ、一番下の白とピンクに点が付いたものとなります。5つの組成図の内、左上の図、測線S-1の100m地点で、泥分が多く、その他では、逆に、砂分が多い結果となりました。また、浚渫工事を行った所では、10%程度、泥分が低下しました。

次は、右側をご覧ください。こちらは、COD、化学的酸素要求量の調査結果です。こちらでも、滞筋とその他で、対照的な結果となっており、S-1の100m地点では高い数値を示しておりました。

続きまして、7ページをご覧ください。海生生物の調査結果になります。こちらは、生物の確認状況を一覧表としたものです。つづきまして、8ページから11ページまで、2測線における、2季節での調査結果について、生物の生息状況を模式的にまとめました。

8ページは、漁港側の測線における春夏期の調査結果です。

9ページは、漁港側の測線における秋の調査結果です。

10ページは、護岸側の測線における春夏期の調査結果です。

11ページは、護岸側の測線における秋の調査結果です。

以上が、今年度の調査結果となります。

最後に12ページをご覧ください。こちらは、来年度の調査予定となります。

来年度は、水質調査と底質調査を行う予定です。今後は、今年度との比較を行っていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

西村座長

ありがとうございます。それでは、モニタリング調査について何か質問ありますか。

風呂田氏

生物調査についてお伺いします。目視での調査の他に、泥の中に生息する生物の調査等、今回実施した生物調査の種類と方法について説明お願いいたします。

事務局（鈴木）

生物調査の方法についてですが、2 ページの右側の表をご覧ください。調査計画一覧表と書いてあるところであり、右上になります。その中に黄色で、生物調査と書いてあるところがあると思いますが、こちらの生物調査の左から 4 つ目に調査方法と言う項目がありまして、①、②、③と書いておられますが、3 種類の調査を行っております。今、風呂田さんがおっしゃられたラインを目視で調査した生物調査については、①のベルトトランセクト法と言います。側線の所を実際ダイバーが潜って調べて行く目視の調査であります。その他の調査として、②、③を行っております。②については、潮の低潮帯、中潮帯、高潮帯と潮の高さに応じて生物の生息状況も変わってくるので、潮間帯生物調査をいたしました。その他におっしゃられたように、何かの機械とか言うのが、③採泥器、小さい機械なのですが、その機械で少し掘って、その中にいた生物を把握するというもので、アサリとか砂の中にもいるものも、多少は把握できるといった、調査の結果でございます。

風呂田氏

断面図については、どの結果を基に作成された図なのでしょうか。それと、②潮間帯生物採取③採泥器による底生生物採取分析について、面積や泥の深さ等の調査範囲について教えていただけないでしょうか。また、この調査範囲とした根拠や背景等も説明お願いいたします。

事務局（鈴木）

調査の結果については、基本的に観察結果のものを中心に表示しております。今後は、そういった調査方法の表示について誤解がなく、分かり易いよう、注釈をつけるような工夫をしたいと思います。

採泥の深さは 20cm ぐらいと聞いております。採泥器というちょっとしたバケットのようなものです。

風呂田氏

2 ページの底質調査について伺います。簡易のスミスマッキンタイヤ型の採泥器を使用して、25cm×25cm 程度の面積を調査するものだと思いますが、この調査を実施した時のふるいの目合いはどれくらいの物だったのでしょうか。

次に、底質調査と生物調査を年 2 回実施した点について伺います。水質調査で、プランクトン含めて年 2 回の瞬間値をとって、何を評価しようとしたのでしょうか。COD にしても、溶存酸素にしても、プランクトンにしても、1 日の間で物凄い大ききさで変動がありますので、瞬間値ではほとんど解析には役に立たないと思います。これは何の目的のために、今後どうしようとしているのでしょうか。コスト的な問題であるなら、無理をしてやることではないと思います。

事務局（鈴木）

基本的に漁港工事に関して、こういった状況の変化があるのかというのを本年度は、工事前調査がメインなのですが、そちらと今後の変化状況を把握するために行っております。三番瀬の専門家会議の中に、そういった説明についてもご説明してアドバイ

スをいただいた上で、調査の方法を決めております。

川口氏

2 ページの生物調査について、魚類は調査の対象にしなかったのでしょうか。

事務局（鈴木）

魚類については、調査はしておりません。

川口氏

3 ページの横断面 S-1 について伺います。資料 1 に記載されていた防波堤の図面と関連するのですが、左側の 0~50m のところに防波堤がございますね、防波堤の一番上は、AP2 程度ですが、こちらの図面ですと防波堤は AP4.5 と表記されております。これらは、違う方を書いているのでしょうか。こういう所は違っているのだったら合わせておいてほしいです。

次に、濡筋のすぐ近くの防波堤は、潮位によって鋼管杭等が露出するという事なのではないでしょうか。

事務局（鈴木）

一点目の図面に関しましては、既設の情報を調査したものであります。先程の漁港の工事事業の方で、ご説明したのは、将来の工事の高さを示した物でありまして、こちらのモニタリングでお示している資料は、現在の状態であります。

二点目の濡筋の近くの防波堤が急に深くなっていて露出しているのかどうかという点については、こちら図上つめている感じなので、随分ギリギリのように見えていますが、特段現状は、問題ないような事だと思っています。あの時に、根入りのところが急に深くなっているの、海底面で露出しているのではと言うようなご心配があるかと思いますが、下のところに石の様なものも見えたりしておりまして、問題ないと思っております。

西村座長

これは、横の目盛が 50m 単位で、縦の目盛が 1m 単位なので、縦方向にデフォルメされているので、現実にはそのようになってしまうという事です。他いかがでしょうか。このような情報は公表されているのでしょうか。多分自然保護の関係者は、凄く関心があると思いますが、モニタリングのデータは公表されるのでしょうか。

事務局（鈴木）

資料につきましては、本日の街づくり懇談会が公表になっております。この資料についても、すべて公表という事で、市のホームページで公表していくこととなります。

西村座長

それは、街づくり懇談会等の会が開催されなければ情報は公開されないということなのではないでしょうか。

事務局（鈴木）

会議が無かった場合は、適宜情報公開の方法を思案いたします。この情報につきましては、せっかくお金をかけて調査しているものですので、まず事実を公表して行くと言う事が大切ですので、公開を前提に考えております。その方向として、やはりホ

ホームページがよろしいかと考えております。漁業者方につきましても、特にご心配されておりますので、適宜情報については、提供させていただいております。今後につきましても、同様にご説明して進めさせていただければと思っております。

西村座長

他にありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きましょうか、報告の2番目という事で、三番瀬再生計画について進めさせていただきます。では事務局からお願いします。

事務局（鈴木）

報告事項として三番瀬再生計画についてご報告させていただきます。まず改めて三番瀬再生計画の概要についてご説明させていただきます。三番瀬再生計画については、平成13年に市川二期地区470ha、京葉港二期地区270haの合計740haの埋立計画を中止した事を受けまして、埋立中止の原因者である千葉県によって策定したものであります。同計画は、基本計画と事業計画の二本立ての構成になっており、平成18年に基本計画を策定し、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、基本的な方針や再生の目標を定めていく事です。また、平成19年には、計画期間内に実施する具体的な事業を事業計画として策定しております。なお、事業計画につきましても、適宜、更新され、現在は平成26年に策定された、第三次事業計画に基づき事業が進められております。続きまして、三番瀬事業計画の事業計画の終了についてご報告させていただきます。現在第三次事業計画に基づき、三番瀬再生に関する事業が進められているところですが、昨年10月、県より関係4市、船橋、浦安、習志野、市川市に対して、現在の第三次事業計画をもって事業計画を終了する予定であると連絡が有りました。お手持ちの資料、資料2今後の三番瀬の進め方（案）をご覧ください。こちらは昨年10月に開催された千葉県三番瀬専門家会議及び、同年10月に開催されました、三番瀬ミーティングにおいて千葉県が公表されました資料となります。この資料により、今後の三番瀬再生の進め方について、概要をご報告させていただきます。資料の右側方向性のイメージ図をご覧ください。まず1にあります平成18年度に策定された三番瀬再生計画の基本計画、ハッチングされた所ですが、基本計画は、次年度以降も継続となります。

次に2にあります、点線で囲まれている、三番瀬再生計画の事業計画についてですが、こちらは、今年度で第三次事業計画が終了となり、次年度からは、事業計画を策定しないこととなります。事業計画には、29の事業がありますが、この内27の事業については継続となり、県の各所管にて対応していくこととなります。一方、残る2事業については、終了となります。終了となる2事業は、干潟的環境の形成と自然湿地再生です。

次に3にあります、県の会議体である、三番瀬専門家会議は、廃止となります。4の三番瀬ミーティングは、継続となります。

第三次事業計画につきましても、現在、県が計画の評価を行っているところです。先の、三番瀬専門家会議や三番瀬ミーティングにおいて、評価案を公開しております。

事業計画の評価については、県の評価であり、本来、市が意見すべきところでは無いかもしれませんが、三番瀬に係る今後の方向性に関することもございますことから、地元市として、本市から県へ意見書を提出しております。意見書の書面は、外部との協議、調整に係る事項ですので、公表を差し控えさせていただきますが、意見書の内容を口頭で、ご報告させていただきます。意見書の要旨は、主に2件で、干潟、護岸について、意見いたしました。1つは、干潟事業の終了についてであり、終了ではなく継続に修正を求めました。2つ目は、塩浜護岸の改修事業についてであり、①3丁目護岸の改修事業を継続して行うこと、②2丁目・3丁目護岸の安全対策を検討していくこと、③2丁目護岸の陸域側（護岸管理用道路）の整備を検討すること①、②、③の以上3点を意見いたしました。

続きまして、塩浜地先での干潟化について、経過報告をさせていただきます。現時点において、昨年度と同様、干潟化の実施の有無、事業主体、事業内容を含め県との合意には至っておりません。このような中、平成28年2月25日、千葉県議会において、諸橋副知事が、初めて県として、干潟的環境の形成については実現性が低い、と答弁されました。これを聴き、市としては、市長が複数回、直接、県庁へ赴き、干潟化の実現について、要望しております。今後、後背地では、土地区画整理事業が行われ、賑わいのまちづくりが進む予定でありますことから、将来は、皆が海に親しめるよう、今後とも、粘り強く、県に働きかけてまいります。以上で報告を終わります。

西村座長

収束に向かっているように思えます。意見があればお願いいたします。

歌代氏

今市の考え方、それと申し入れをした私も同じような考え方しております。唯一、委員会的な会議として残っているのは、漁業の関係の委員会と護岸の整備懇談会ですが、11月にやった会議で、終了になるのではないのかと思っておりました。そこで、私としての考え方を申し入れいたしました。実際に申し入れをした内容について、読ませていただきます。

三番瀬会議、円卓会議が始まって以来15年も討議され提言された10項目近くの討議事項の塩浜2丁目の護岸がほぼ完成しただけで、他の事業は中途半端で終わっております。その間で残っている委員は、私だけなのです。それですからあえて行政の方に質問いたしたいのです。最近の千葉県行政の考え方を見ますと当初理事を入れた部局を廃止し、縮小した課をも廃止しその他の一部門に縮小し、穿った考え方をすれば、もうこの懇談会が、最後ではないかと思っておるしだいでございます。これは、11月22日の懇談会後の発言です。まだ、塩浜3丁目の垂直護岸も残り、これも腐食が進んでおります。護岸前面の砂付けの問題も残っております。今後県としてどのように持っていかお考えをお聞きしたいと思います。という事で、直ぐには返事がもらえませんが、後日の会議ないしは、もし会議が無ければ、ホームページでも公開してもらいたいと申し入れておりますので、今市の方がおっしゃられた、考え方とまったく合致するのではないかと思います。以上です。

川口氏

私からも市の申し入れに賛同する意味で、意見を述べさせていただきます。そもそも三番瀬再生の基本計画の目玉というのは、再生と親水性でした。まちづくりの陸の方だけやってもそれは片手落ちとなります。やはりこの親水性は干潟の再生という点で親水性が向上すると個人的にも感じております。都会にあるこの海を活かす、もっとも有効な内のひとつと考えておりますので、是非粘り強く実現に向けて行動して欲しいと思っております。

緊急対策事業は災害等による倒壊の可能性がある為、緊急対策を行ったはずでありましたが、直立護岸を腐食したまま途中で辞めるのはおかしいと思っておりますので、是非、今後とも粘り強く交渉を続けて行ってほしいと思います。

歌代氏

行徳湿地の暗渠の件がこの会では、載ってないのですが、先日の懇談会の中で行徳緑地の暗渠の件で計画されていると思いますが、その点はいかがでしょう。

事務局（鈴木）

今の話は、塩浜2丁目行徳近郊緑地と海を結ぶ排水溝の話かと思っております。こちらの排水につきましては、現況の排水系統を変えず、そのまま活用するという事で、塩浜2丁目の一部区間で千葉県により護岸工事が現在も進められているところです。排水溝につきましても、将来形に合わせまして、直立護岸から石積み護岸に変えますので、海側の排水口につきましては、空けた状態で活かすということ聞いております。

歌代氏

それをここで提言するべきなのではないでしょうか。ここに資料があるのでから。

西村座長

ここに資料があるというのは、何の資料の事を指しているのでしょうか。

歌代氏

11月に開催された護岸整備懇談会の資料です。

西村座長

県主体の会議でしょうか。

歌代氏

県です。行徳湿地も関係するので、話題に出してもいいのではないかと思います。

西村座長

この資料について、回覧させていただいてもよろしいでしょうか。

歌代氏

問題ありません。

事務局（鈴木）

そちらの資料は、千葉県のホームページに公開されているものです。特段、市としては、何かというわけではないのですが、報告事項として、今日報告していないことについては、お詫び申し上げます。県の事業として進められている護岸工事の中で、排水溝をどうするのか、議論されておまして、基本的には排水溝を生かして護岸工

事を行うということで、排水溝は潰さないで行うという結論を千葉県の方から報告され、それに基づいた設計にて今、工事の準備を今進められているところであります。

西村座長

排水溝は残すが暗渠にするかもしれないということでしょうか。

事務局（鈴木）

暗渠自体は、陸地の中で、近郊緑地まで続きますので、既設の暗渠なので、将来もこのまま暗渠になるということで、この話は歌代さんから出ましたのは、おそらく昔の経緯を長く知ってらっしゃることかと思いますが、こちらの暗渠のところを使って、何か干潟を作るのか、自然再生の湿地を作るのかと言った話が、昔の三番瀬の再生計画案を県の事務局の中で、話しあわれたときに議題として多くあがったものがありましたので、そういった話につきましては、説明が不足しているのではないかと、言う、意味合いの、ご発言なのかと思います。

西村座長

護岸が危険な状況になっている事について、対応しないと聞こえるのですが、県としては、どういうふうに備えて行くのでしょうか。

事務局（鈴木）

今回の話につきましては、第三次事業計画の評価に対する市川市としての意見で、まだ整備のされていないご指摘の塩浜 3 丁目護岸直立護岸のままです。このままでいいのか、当然不足して、中の土が漏れて護岸の倒壊やあそこは直ぐ後ろに、JR 京葉線がありますので、重要施設もありますことから、早急に対策なり、調査なり検討すべきではないかということがございます。その事については、市川市も大変危惧しており、そういったことをまず、県の計画なり、検討なりの事項として入れていくべきではないかという事は、重ねて意見しておりますし、要望しております。

西村座長

県としては、整備済だと考えているのでしょうか。

事務局（鈴木）

千葉県の回答なのですが、やらないとは言っていないところでありまして、あくまで現在 1 丁目工事が終わって、2 丁目まで行って、2 丁目の途中まで行って続けておりますので、2 丁目か終わった後の検討課題だと説明を受けております。やるとも、やらないとも、いつやるとも言われてないという状況です。市としては、とにかく早く検討してほしいと言っておりますが、市川市の意見ということで、千葉県から何時やるという公表は現在だされていないといったところであります。

丹藤氏

懇談会は何かを決議する場ではないかとは思いますが、この件については、懇談会として市川市の意見書なり、市川市長の立場なりを支持するという事で、決議していいと思います。

西村座長

いかがでしょうか。

川口氏

賛成です。

西村座長

総意を意思表示するということによろしいでしょうか。

川口氏

賛成

西村座長

よろしいですか。

川口氏

はい。

西村座長

議事録をきちんと残すという事で、市を支持しますという事を残したいと思います。総意していくことによろしいでしょうか。他に何かいかがでしょうか。

風呂田氏

今の丹藤さんの意見に賛成で、やはり県は三番瀬再生事業そのものを諦めたというか止めたいという事なのだと感じております。基本計画では東京湾の本来の海岸を取り戻す事によって、地域の豊かさを引き出すという事でしたが、護岸一部だけを工事して終了させるという事は、基本計画に対して何もしない事と同じだと思います。基本計画は継続するが事業は終了するという事に対して理解ができない。かなり強く市川市としては対応していただきたいと思います。

それに対して市川市はどうするのか、或いは千葉県が当てにならないとすれば、市川市としては、今後どういうふうな展開を受けて本当の意味での行徳らしい街づくりのために生かしていくのかなど、方向性についても出来れば市川市のご意見を伺いたいと思います。

歌代氏

市川市の考え方として、独自に砂で埋めてしまうという考え方はあったと思います。以前、外環道路の砂を山積みにしてある時期も一時ありました。そのような土砂も活用していく予定や考えがあったのかも併せて回答をお願いします。

事務局（鈴木）

二点ご質問があったと思います。一点目の賑わいの街づくりについては、以前何回か説明させていただいております塩浜 2 丁目の後背地にて土地区画整理事業が検討されておりまして、早々事業認可に向けて手続きを進めている所でありまして、こちらの事業については滞るということではなく、前向きに進んでいるところでありまして、一部市川市の都市計画審議会でも説明を行うなど、相当具体的に事業スケジュールを持って事業に取り組んでいる事かと思っております。ただその一方で、海の砂付けがなされないとか、直立護岸のままであるとか、そういった中で、賑わいの街づくり親水性の行徳地区にふさわしい街が出来るかのご質問かと思っておりますが、これにつきましては、その中の状況において、出来る限りの検討をして、対応して行くという事になる

かと思えます。それともう一点、干潟の話について、千葉県が中々腰を上げない中で、独自にやるという考え方についてですが、たびたび各方面からご質問を受けておりました、今の市川市の立場として、市川市で市事業として干潟を整備するという考え方には、いたっておりません。あくまで過去の三番瀬のこういった埋立中止にかかる事や、千葉県の堂本知事が埋立を中止する代わりに、里海の三番瀬の再生を目指す、片方だけ中止しといて、後の片方だけやらないのかといった、市川市の行政としての想いもありますので、その事については、粘り強く申し入れをして行くという事が今の市川市のスタンスであります。また、前の知事という話もありますので、後の森田知事につきましても、就任当時一番大切なのは、地元の考えだという事を公言されまして、マスコミ等で報道されていたかと思えます。そういった話があるにも係らず、こういった中での皆さんの意見の場を吸い上げて、県に申し入れているつもりではありますが、中々県の反応が思ったとおりにいっていないところもありまして、市としては、今後も粘り強く対応してまいりたいと思っております。

西村座長

ありがとうございました。今日の資料にはありませんが、区画整理の方も進んでいる訳なので、そのような情報もあるという事でよろしいでしょうか。

歌代氏

藤田課長もご出席されているので、話を伺ってはどうかでしょうか。

西村座長

他に追加説明はありますか。

藤田課長（街づくり推進課長）

今お話がありました通り、街づくり推進課の方で、区画整理事業の事業認定、事業化の方を進めて、事務局である地域整備課の方からお話があったとおり、今年度中の区画整理の施行の認可を今目指して手続きに入りました。千葉県の方は、区画整理に関しては、事前協議制を取っておりまして、昨年11月末に事前協議の書類の提出をしております。回答の方は、今月末頃に回答されるという事を千葉県の担当者から聞いておりますが、今それを待っている状態です。その事前協議の回答が来ましたら、その回答に書かれている条件等が合えば、図面だとか手続きの修正をしながら早急に本申請を出して年度内の認可をいただくというような予定でいます。当然今工業系の土地利用をされているところですから、先程お話があったとおり、その都市計画の用途地域の変更についても、工業系から主に商業系、商業、それから準商業、近隣商業ですね。変更する予定で都市計画の方の手続きもこれも同時に進めているところでございます。なお、具体的な施設整備とかどういった建物が建つこととか、そういった事に関しては、各地権者の土地利用になりますので、その駅前商業ですとか、近隣商業の海の眺望を生かした施設利用だとかそういったところを今、各地権者の方で検討しているところです。市川市の方は、三番瀬の海に面したその眺望だとか潮風を感じられるような施設整備そういったものを、認可後に民設、民営でその事業アイデア、施設整備計画を公募して行くというのが、今お話出来る市としての方針と

いうところでは、区画整理事業としては以上です。

西村座長

護岸道路については、緑地帯を広く確保するのでしょうか。

藤田課長（街づくり推進課長）

緑地帯というより海岸保全地域として、千葉県とこれまでの経緯で高波対策の盛土の部分があります。そこに関しては、民地になるものですから、今申し上げた公募の中でなるべく海を感じられるような土地利用、そういったことを条件として公募して行くという形で考えております。例えば、芝生でオープンスペースになるのか樹木が生えるのかというのは、今の段階では決まっておられません。建物等がそこに建つということにはならないということです。以上です。

川口氏

先程の説明にあった8ページの護岸の予算は、国、県、市、3者でやっていることなののでしょうか。

事務局（白川）

市川漁港の護岸補強の事業という事でよろしいでしょうか。

川口氏

はい。

事務局（白川）

護岸補強緊急対策事業につきましては、市川市の漁港区域内の事業でございます、市川市の単独事業でございます。

川口氏

第1回護岸検討委員会では、震度6弱の地震を想定したシミュレーションを他地方自体では実施していることを受け、地震を想定したシミュレーションをするべきではないか提言いたしました。その2日後に震度5強の地震が発生してしまい、約80m護岸がたわみ、県は慌てて2丁目の護岸の900mの工事を始めた経緯があります。対策から10年以上経過して温度感が下がっているように感じております。近年、首都直下型大地震が30年以内に発生する確率は70%と言われている中、悠長な事は言っていられないと感じております。人命を守る観点からも、3丁目護岸を優先的に着手していただきたいと思っております。以上です。

西村座長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか、他に無いという事で、先程皆さんの総意として、再生を続けてほしいという事になりましたので、市の応援団として見守って行きたいと思っております。それでは、事務局の方から何か連絡事項があればお願いします。

事務局（亀永）

本日の議事内容につきましては、議事録を作成し次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いたします。以上です。

西村座長

今後のこの会について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松崎支所長）

行徳支所の松崎でございます。その他の今後の市川市行徳臨海部街づくり懇談会の方向性について、皆様に報告させていただきたいと思っております。本日は、第39回という事で、長年に渡った懇談会にお集まりいただき誠にありがとうございました。懇談会は、平成12年10月から第1回目が始まっております。皆様から、大変貴重なご意見をいただき、ここまで会を盛り上げて下さって、ご丁寧に資料を見ていただきまして、意見をいただき皆様のご理解とご支援を賜って、大変ありがたく思っているところです。三番瀬の再生についてはございますが、担当からも報告がありましたとおり、千葉県がここで一定の目処をつけて第3次事業計画を最終年度としておりますし、三番瀬専門会議も廃止するとしております。このような状況の中、市川市行徳臨海部基本構想、また、塩浜地区まちづくり基本計画のもとで、塩浜地区の街づくりがいよいよ始まってきました。今、藤田課長からも話がございましたが、28年度内の事業認可の取得を目指して動き始め、また、市川漁港も28年度から工事着手しております。順調にいけば、32年に終了する予定になっております。2期もこれから控えておりますが、一応の目処はたっております。護岸につきましては、3丁目護岸という課題はありますが、これは引続き千葉県に早期整備を要望しているところでございまして、2丁目護岸は、30年度に完成する予定と伺っております。これまで、皆様から伺っております、三番瀬のまだ残っている課題につきましては、京葉広域連絡協議会を通しまして、千葉県に働きかけていきたいと、また、直接市長も出かけておりますので、粘り強くやっていきたいと考えております。しかしながら、千葉県の姿勢が収束の方向に向かっております中、懇談会につきましても、役割を整理する必要があることと考えております。従いまして、大変心苦しく感じておりますが、三番瀬を取り巻く環境が大きく変化したことを受けまして、今回を持ちまして、当懇談会をひと区切りつけさせていただきたいと考えております。そのご理解をお願いしたいと思っております。皆様方には、長い間本当にありがたく思っております。本当にありがとうございました。私からは以上でございます。

西村座長

という市の意向ですが、今日のご意見は、市の応援団として、護岸もやってもらいたいという声がある訳だからそういうのは、市にとっていいことだと思います。だから何らかの形でそういう声が応援団として使えるように、今後別の形でもいいので工夫をしてもらいたいと思っております。今後も護岸、それから海の再生をやってほしいとの声があるということが伝わらなくて、それを地元から動いているということが、大きいと思うのです。ですから、組織はどこかで何らかの形でしていけないと折角の色々な声が集まる仕組みなので、何とか何らかの形で声が届くような、そしてそれが、市が県に色々申し入れをする時にうまくやっていってもらいたいと思うのです。そういうことを工夫して頂きたい。この会は実にユニークな会であそこの土地を持っている

方、漁業の方、そして自然保護を熱く思っている方、それから研究者、かなり立場の違う人が集まって色々と議論をしてきました。議論してきた割には、仲が良く、これは非常に珍しくて、何度か忘年会もやっております。首都圏の会議にたくさん出ておりますが、首都圏の会議で忘年会をやるような委員会は無いです。皆さん忙しいし、意見は対立していても、やっぱりつながっている。情報が共有されていることが変な誤解が生まれずすむという事、それは県の会議で佐野さん達のチームが色々なことを言っているけど、ここではきちんとした形で、議論ができるという形になっていたと思います。それは中々作ろうと思っても作れないし、それぞれの立場を先鋭化しちゃうと中々共有できる情報が生まれません。事務局の方がかなりの頻度で、変わっているので、何か工夫をしてもらいたいです。県の方がこういう事で、収束に向かっている時だから、なおさら何か課題をきちんと県に突きつける意味で、何らかの形で次のステップに進めて行くというのにはありだと思います。何か市としても工夫をしていただきたいなと思っておりますがどうですか。

事務局（松崎支所長）

17年間続きました懇談会、要綱でも皆様のご意見を聞くという事で定められております。皆様には、応援団になっていただけるということですので、何か動きがある時に、このような場を設けてやっ行くというのもひとつだと思います。また、その時には、皆様にお声がけを掛けさせていただくような形になろうかと思います。

西村座長

是非何らかの工夫をしていただきたいです。誰かコメントありますか。

歌代氏

私たちも、これから議員さんを突っついて、行政を突っつかせることを、やっていけばいいのではないかと思います。

風呂田氏

結論から言うと、県は今まったく動きが取れない状況だと思うのですが、それであれば、市川市が特に湾岸地域として持っている資産は、何であるかと考えると三番瀬の一部ですけど、東浜の湿地がありますし、用水路がありますし、それから、漁港がある三番瀬の湾岸の部分がある。最近の動きとしては、浦安の方も湾岸施設として、何か公益的施設を作ろうと計画もある。市民団体も相当動いている。そういったものを背景に、これは行徳だけの問題ではなくて、市川市としての湾岸の街づくりとは何か、いわゆる街づくりとはどうあるべきかをもう1回、市レベルで出来るのは何か、持っている資産は何であるかとの分析から始まると思うのですが、本当の意味での市川市が東京湾に向いている街なのである、東京湾に関係している市であるという、社会的ベールの構築化には、どうすればいいのかという事をしていかないと、市としての累積を発揮できないと思います。是非再度もう少し、連携も深めたいという自分たちのできる事は何であるかということ整理していただいて、また、新たな議論をしていただけたらありがたいというふうに思います。

西村座長

他いかがでしょうか。私も思いますけど、先程から出ている区画整理がおそらく、これで動くとなったら、その中にきちんとここの区画整理の特色を、海に面している区画整理なので、海の事もきちんと入れて良い街にして行く時に、いろんな応援団がどうしてもあった方が良くと思います。次のステップがわりと早めに来るので、その時にいろんな形で、このようなネットワークを上手く生かしてもらおうところにつながて行くと、塩浜の地区全体の街づくりにプラスだと思うのです。是非何か、何らかの形として次のステップにつながるようにして、その区画整理が海の事も考える区画整理など普通無いので、すごくユニークな事につながって行く可能性があるのです。是非何か前向きに捉えていただきたいです。県にお付き合いをして収束にしていくのではなく、市としての主体性が大事かは、皆さん次第だと思います。

丹藤氏

ここで17年前に街づくりを創めて、5年間で街の風景を変えることが出来ました。7キロの周回路を作ったり、5年間で常夜灯公園が出来たり、それは、20年前に描き始めた、私のスケッチの夢が形になってきたのです。この懇談会で、私は何十枚も絵を描いてきたのです。いろんなパワーポイントにしたりして、こんなふうになったらいいのではないかという絵をいっぱい描いてきたのですが、何にも形になってないのです。この懇談会で描いてきた絵は、これから形になるのかなという雰囲気が見えてきたところで終わってしまい、何となく寂しい気がしています。全体の構想図も構想のスケッチもあったし、壁ひとつの野鳥観察舎と道路をぶった切っている壁のあり方ひとつにしても、いろんなアイデアを出してきたので、これからどうなって行くのか見たい気がするのと、佐野さんや皆さんと会えなくなるのが寂しく、西村先生とも会えなくなるのも寂しい気がします。

西村座長

寂しいですね。はい、川口さんどうぞ。

川口氏

市川の900mの護岸が出来たのは、市川市民である私が、地震とかの提案をしたので、この事業費の内、80%ぐらい県の予算で整備できたのです。だから、再生会議もあんなに長くやって、唯一、実行出来たのは、護岸の捨石だけなのです。このような会があって、その意見が反映された、実行されたという事も三番瀬の中では初めてで、調査をたくさんやりましたけど、実際の事業としてやったのは、護岸の捨石だけです。市がもうやめると言っているのだから、押し売りみたいには出来ませんが、これからも応援団的立場で、街づくりに協力出来たらいいなと強く感じております。

西村座長

よろしいですか。支所長も初めて懇談会に来たので、このような懇談会の雰囲気は初めてだと思います。情報を共有できて、このような立場でそれぞれが、違うように応援団としてやれるというのは、中々無い機会なので、上手くネットワークを次のステップに生かしてもらいたいと思います。それが市にとってもいいと思いますし、地

域にとってもいいですね。宜しく、お願いいたします。ということでよろしいでしょうか。はなはだ残念ではありますが、今回初めて参加していただいた方々には、最後となるのは本当に申し訳ないですけれども、また、何らかの形で皆さんとご一緒になって、この地域の事を考えてられるかどうか、期待したいと思いますので、市としても工夫をしていただきたいと思います。長い間どうもありがとうございました。